

アユ禁漁期間と禁漁区域の公示

日向荒瀬漁業協同組合内共第21号第五種共同漁業権行使規則第4条第4項及び内共第21号第五種共同漁業権遊漁規則第3条第4項の規定に基づき、下記のとおりアユ漁業の禁漁期間と禁漁区域を定める。

令和5年5月27日

日向荒瀬漁業協同組合
代表理事組合長 後藤 孝之助



記

- | | |
|----------|--|
| 1. 目的 | 産卵親魚を保護し、翌年の天然アユの遡上を確保するため |
| 2. 禁漁期間 | 令和5年10月4日～令和5年10月10日まで(7日間) |
| 3. 禁漁区域 | 日向川と荒瀬川の合流点から下流、日向橋(六ツ新田)までの区域 |
| 4. 漁具・漁法 | すべての漁具・漁法(釣り・投網等) |
| 5. その他 | 禁漁期間中に山形県水産振興協会よりアユ親魚採捕の依頼があった場合は、増養殖用親魚の採捕である旨の登り旗を掲示し採捕にあたる。 |

